

平成 1 9 年 月 日

宇 都 宮 市 長 様

宇都宮市自治基本条例を考える会議
会 長 藤 本 信 義

平成 1 8 年度検討結果について（報告）

平成 1 8 年 6 月 2 3 日に設置された「宇都宮市自治基本条例を考える会議」の平成 1 8 年度における検討結果について、下記のとおり報告します。

記

1 本年度の検討のあらまし

平成 1 8 年 6 月 2 3 日開催の第 1 回以降、計 8 回の会議を開催し、宇都宮市に相応しい自治基本条例のあり方について議論を重ねた。

ワークショップ形式等を用い、4 4 名の委員全員が議論に参加し、活発な意見交換が展開されているところである。

2 検討内容

本年度は、主に「条例の必要性・意義」、「条例に盛り込みたい事項」、「条例の基本的な考え方」について検討した。

(1) 条例の必要性・意義

以下のとおり、6 項目にまとめた。

- ア 目指すべき自治の姿の共有化
- イ 自立した自治運営の確立
- ウ 権利と責務の明確化
- エ 市民意識の高揚、改革
- オ 市民参加・市民協働の推進
- カ 自治運営の仕組み等の位置づけの明確化

また、会議として条例が必要であることを確認し、今後も検討作業を進めていくこととした。

(2) 条例に盛り込みたい事項

委員から出された様々な意見を以下の7つに分類した。

- ア 前文
- イ 総則
- ウ 自治の基本理念・基本原則
- エ 市民の役割・権利・責務
- オ 議会の役割・責務
- カ 執行機関の役割・責務
- キ 市政運営の仕組み

これら委員から出された意見をもとに、宇都宮市の自治基本条例として相応しい内容とは何か、次年度以降検討していく。

(3) 条例の基本的な考え方

条例の基本的な考え方は、次年度予定する分科会において具体的な検討を開始する際に、前提となるものである。

自治基本条例が、自治に関する基本的で普遍的な事項を広く記載していくものであることを確認した上で、条例の基本的な考え方を以下の3点とした。

- ア 広く市民に理解される、わかりやすい条例とする。
- イ 長く市民に親しまれる条例とする。
- ウ 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

3 今後の検討の進め方

次年度は、自治基本条例に定めるべき内容について、分科会方式等を用いながら本格的な検討に入っていくこととなる。

その際には、「自治基本条例を考える会議」の中だけでなく、地域における意見交換会やシンポジウム等を開催し、より多くの方々の意見を伺っていきたい。

本年度の検討結果をもとに、次年度以降も十分に時間をかけて議論を深めながら、自治基本条例を考える会議としての提言をとりまとめていきたい。